

「長岡京市立産業文化センター設置条例(案)」に関する意見募集の結果について

■ 意見募集期間

令和7年6月16日(月)～令和7年7月11日(金)まで

■ 意見提出数

2名(4件)

■ 意見の内容とこれに対する市の考え方

	意見の該当箇所	意見の内容	市の考え方
1	第4条 事業	我々日ごろ混声合唱の活動で産業文化会館を使用させていただいていますが、この度新市庁舎に移転されるとのことで次の点を要望したいと思います。 ①ホールのピアノはグランドピアノを設置願います ピアノは現在グランドピアノを使用できる環境でいい響きをしてきていますので、移転先にもグランドピアノがあればコンサートを開いても華やかになり利用される方も増えることと思います ②ホールの舞台に反響板を設置願います 現在の産業文化会館のホールは天井中央に半円形のくりぬきがありそこに音が反響しいい響きをしています、新庁舎のホールの響きはまだわかりませんが、ぜひ舞台の奥に反響板の設置(仮設でもいい)をお願いします。バンビオの3階のホールは音が反響せず(音が消えてしまう)非常に使いづらいので最近は使用していません	日頃より産業文化会館をご利用いただき、ありがとうございます。いただきましたご要望について、下記のとおり回答いたします。 ①グランドピアノの設置について グランドピアノをご要望されるご意見が多く寄せられており、新しい産業文化会館でもグランドピアノを設置する予定としています。現在の産業文化会館と同様に、快適にご利用いただけるよう努めてまいります。 ②反響板の設置について 現状の設計上、反響板の設置はございません。付帯設備については、今後、指定管理者との協議の上で決定いたします。いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

2	第7条 使用の許可	2行目ただし書き以降、「市民広場を占有しない場合は、この限りでない。」は、市民広場を占有しない場合はセンター及びその附帯設備の使用許可は不要という意味か？ もしくは、市民広場のみの占有をしない場合は、使用許可は不要という意味か？そうであれば、この条文は必要ないのではないか。	ご意見をいただきありがとうございます。 産業文化センターにつきましては、これまでの貸館機能である「産業文化会館」と、屋根付きの屋外広場である「市民広場」の2つの施設で構成されています。 いずれの施設も使用する場合には、使用許可及び使用料が必要となりますが、市民広場に関しては、占用的に使用する以外に、飲食や休憩、ダンスや楽器の練習など、公園のような自由な利用も想定しています。そうした場合には、使用許可及び使用料が不要となるよう規定しています。 ご意見のとおり、分かりにくい点もあり、より明確にするために、第7条第1項について、次のとおり修正します。 (修正前)センター及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。ただし、市民広場を占有しない場合は、この限りでない。 (修正後)センター(市民広場については、占有する場合に限る。)及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。
3	第7条 使用の許可	別表第2(第9条関係)の使用料が規定されており、市民広場も使用すれば当然使用料が発生するので、わざわざただし書きで「市民広場を占有しない場合は、この限りでない。」は、理解しにくい。 この際、条文の最初に「センター又は市民広場及びその附帯設備を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない」に整理して、ただし書き以降は削除してはどうか。	
4	第11条 使用料の減免	使用料の減額又は免除は、 ①どういった場合を想定しているのか。 ②どういった者が対象か。 ③減額と免除の区分と、減額の割合。	本市における公共施設の使用料の在り方については、長岡京市行財政健全化推進委員会からの意見を踏まえ、「長岡京市施設使用料設定の基準」を策定し、統一的な方針のもとに、適宜見直しを行っています。 使用料の減免についても当該基準に基づき、身体障害者手帳、

			療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する者を減免対象とするほか、市内の商工団体（商工会、観光協会、商店街等）を減免対象として検討しています。いずれの場合も使用料の50％減免とし、施設利用者に適切な受益者負担をお願いしていきたいと考えています。具体的な事項につきましては規則で規定予定です。
--	--	--	--